

## 介護報酬の算定構造

### 介護サービス

:令和6年6月改定箇所

#### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 二 削除)
- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

#### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

##### 居宅介護支援費

#### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 削除)
- 4 介護医療院サービス

## I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

## 1 訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 対応置未実施 算算	注 業務継続計画 未策定減算	注 身体介護の ②～④に 引き続き生活 援助を行った 場合	注 2人の訪問介 護員等による 夜間訪問は朝 の場合は又は 深夜の場合	注 特定事業所加算	注 共生型訪問介 護を行なう場合	注 特別地域訪問 介護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 緊急時訪問介 護加算		
訪問介護費又は其 他の費用訪問介護費		① 20未満  ② 20以上30未満  ③ 30以上時間未満  ④ 時間以上  567単位に30分を増すごとに + 82単位)	- 1/ 100		所要時間が 20分未満時 × 25% を増すごとに + 30単位 0.9単位(0.9 単位)		× 200/ 100  夜間又は 朝早の場合 + 25/ 100  深夜の場合 + 50/ 100		特定事業所加算 ① + 20/ 100  特定事業所加算 ② + 10/ 100  特定事業所加算 ③ + 10/ 100  特定事業所加算 ④ + 3/ 100  特定事業所加算 ⑤ + 3/ 100  指定重度訪問 介護事業所が行 われる場合 × 93/ 100  指定重度訪問 介護事業所が行 われる場合 × 93/ 100		事業所1箇所一 物の利用者又は 建物の利用者20 人以上にサービス 又を行なう場合 × 90/ 100  事業所1箇所一 物の利用者50 人以上にサービス 又を行なう場合 × 85/ 100  正当な理由な ど事業所1箇所一 建物に2箇所以上 ある場合は各 100分の90%以 下の場合 事業所2 箇所以上にサービ ス又を行なう用 者50人以上上 サービス又を行 な場合 9 × 88/ 100	
訪問介護費		① 20以上45未満  ② 45以上  △ 通院等乗降介助  0回につき 97単位)	- 1/ 100						+ 15/ 100  + 10/ 100  + 5/ 100			
二 初回加算		0回につき + 200単位)										
ホ 生活機能向上 連携加算		① 生活機能向上連携加算 ①)  ② 生活機能向上連携加算 ②)  0回につき + 200単位)										
△ 口腔洗浄強化加算		0回につき + 50単位(0回に1回を限度)										
ト 認知症専門ケア加算		① 認知症専門ケア加算 ①)  ② 認知症専門ケア加算 ②)  0回につき + 4単位)										
△ 介護職員等賃金改め算 ①)  ① 介護職員等賃金改め算 ①)  0回につき + 所定単位× 242/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ②)  ② 介護職員等賃金改め算 ②)  0回につき + 所定単位× 182/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ③)  ③ 介護職員等賃金改め算 ③)  0回につき + 所定単位× 143/ 1000		所定単位は、から日本で取り扱いの単位の合計										
△ 介護職員等賃金改め算 ④)  ④ 介護職員等賃金改め算 ④)  0回につき + 所定単位× 221/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑤)  ⑤ 介護職員等賃金改め算 ⑤)  0回につき + 所定単位× 208/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑥)  ⑥ 介護職員等賃金改め算 ⑥)  0回につき + 所定単位× 200/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑦)  ⑦ 介護職員等賃金改め算 ⑦)  0回につき + 所定単位× 187/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑧)  ⑧ 介護職員等賃金改め算 ⑧)  0回につき + 所定単位× 184/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑨)  ⑨ 介護職員等賃金改め算 ⑨)  0回につき + 所定単位× 143/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑩)  ⑩ 介護職員等 賃金改め算 ⑩)  0回につき + 所定単位× 163/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑪)  ⑪ 介護職員等 賃金改め算 ⑪)  0回につき + 所定単位× 158/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑫)  ⑫ 介護職員等 賃金改め算 ⑫)  0回につき + 所定単位× 142/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑬)  ⑬ 介護職員等 賃金改め算 ⑬)  0回につき + 所定単位× 118/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑭)  ⑭ 介護職員等 賃金改め算 ⑭)  0回につき + 所定単位× 100/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑯)  ⑯ 介護職員等 賃金改め算 ⑯)  0回につき + 所定単位× 76/ 1000												
△ 介護職員等賃金改め算 ⑰)  ⑰ 介護職員等 賃金改め算 ⑰)  0回につき + 所定単位× 139/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑲)  ⑲ 介護職員等 賃金改め算 ⑲)  0回につき + 所定単位× 121/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ⑳)  ⑳ 介護職員等 賃金改め算 ⑳)  0回につき + 所定単位× 118/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ㉑)  ㉑ 介護職員等 賃金改め算 ㉑)  0回につき + 所定単位× 100/ 1000  △ 介護職員等賃金改め算 ㉒)  ㉒ 介護職員等 賃金改め算 ㉒)  0回につき + 所定単位× 76/ 1000												

：特別地域訪問介護加算、単山間地域等における小規模事業所加算）、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

建築業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行ふ場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の掛合数を算入する。

\* 緊急時訪問介護加算の算定期に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行ふことは可能。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

## 2 訪問入浴介護費

基本部分							
イ 訪問入浴介護費	90回につき 1,260単位)	- 1' / 100	- 1' / 100	× 95' / 100	× 90' / 100	× 90' / 100	+ 15' / 100
ロ 初回加算	0月につき + 200単位)						+ 10' / 100
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 ①) 0日ににつき + 3単位) (2) 認知症専門ケア加算 ②) 0日ににつき + 4単位)						+ 5' / 100
ニ 看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内に限り毎につき + 6単位)						
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 ①) 0日ににつき + 4単位) (2) サービス提供体制強化加算 ②) 0日ににつき + 30単位) (3) サービス提供体制強化加算 ③) 0日ににつき + 12単位)						
△ 介護職員等多職種連携加算 ①)	新定単位は、1か月までにど務した単位数の合計						
△(1) 介護職員等多職種連携加算 ①)	4月につき + 所定期倍 × 100' / 1000						
△(2) 介護職員等多職種連携加算 ①)	4月につき + 所定期倍 × 94' / 1000						
△(3) 介護職員等多職種連携加算 ①)	4月につき + 所定期倍 × 79' / 1000						
△(4) 介護職員等多職種連携加算 ④)	4月につき + 所定期倍 × 63' / 1000						
△(5) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 85' / 1000						
△(6) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 84' / 1000						
△(7) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 83' / 1000						
△(8) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 78' / 1000						
△(9) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 74' / 1000						
△(10) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 72' / 1000						
△(11) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 67' / 1000						
△(12) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 65' / 1000						
△(13) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 68' / 1000						
△(14) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 63' / 1000						
△(15) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 59' / 1000						
△(16) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 56' / 1000						
△(17) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 52' / 1000						
△(18) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 48' / 1000						
△(19) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 44' / 1000						
△(20) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 40' / 1000						
△(21) 介護職員等多職種連携加算 ⑤)	4月につき + 所定期倍 × 33' / 1000						
△ 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等による者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算 及び 介護職員等多職種連携加算(注)							

：特別地域訪問入浴介護算賃、単山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者のサービス提供加算、サービス提供体制強化加算)及び介護職員空缺処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

\* 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する

※ 介護職員等処遇改善加算（V）については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]

### 1. 単位数算定記号の説明

- |            |   |                          |
|------------|---|--------------------------|
| + ○○単位     | ⇒ | 所定単位数 + ○○単位             |
| - ○○単位     | ⇒ | 所定単位数 - ○○単位             |
| × ○○ / 100 | ⇒ | 所定単位数 × ○○ / 100         |
| + ○○ / 100 | ⇒ | 所定単位数 + 所定単位数 × ○○ / 100 |
| - ○○ / 100 | ⇒ | 所定単位数 - 所定単位数 × ○○ / 100 |

3 訪問看護費

特別別利害問題看護算加算、「中山間地域等における小規模事業者、山間地域等に居住する者のサービス提供加算」、緊急時効率看護加算、「特別管理加算」、  
「南北近医等の構成事業者又はその他の一定の物別効率事業者20人以上」として算定される場合、会員登録料の算定対象外であるが、当該会員の会員登録料を支給する旨

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス料  
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

要解說設計圖並完成設計工程之委託合規約書



## 6 通所介護費

基本部分		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
		利用者の 数が利用 定員を超 える場合 又は 看護・介 護職員の 員数が職 員数の半 数未満の 場合	高齢者居 待防止措 置未実施 減算	業務継続 計画未策 定減算	3時間以 上・3時間 未満の過 行・場合	3時間以 上・3時間 未満の過 行・場合	生活相談 員配置等 加算	共生型通 所介護を 行う場合	中止・當 地に居 住する者 にビデオ 会議の常 生活上の 世話を行 う場合	入浴介助 員配置等 加算①)	入浴介助 員配置等 加算②)	生活機能 向上訓練 加算①)	生活機能 向上訓練 加算②)	個別機能 訓練加算 ①)	個別機能 訓練加算 ②)	ADL維持 等加算①)	ADL維持 等加算②)	認知症加 算	若年性認 知症利用 者受入加 算	栄養改善 加算	口腔・栄 養スクリニ ング加算	口腔機能 向上加算①)	口腔機能 向上加算②)	科学的介 護推進介 制加算
① 3時間以上・時間未満	要介護1 ( 370 単位) 要介護2 ( 423 单位) 要介護3 ( 479 单位) 要介護4 ( 533 单位) 要介護5 ( 588 单位)																							
② 4時間以上・時間未満	要介護1 ( 388 单位) 要介護2 ( 444 单位) 要介護3 ( 502 单位) 要介護4 ( 560 单位) 要介護5 ( 617 单位)																							
③ 5時間以上・時間未満	要介護1 ( 777 单位) 要介護2 ( 880 单位) 要介護3 ( 984 单位)																							
④ 6時間以上・時間未満	要介護1 ( 584 单位) 要介護2 ( 689 单位) 要介護3 ( 796 单位) 要介護4 ( 901 单位) 要介護5 ( 1,008 单位)																							
⑤ 7時間以上・時間未満	要介護1 ( 658 单位) 要介護2 ( 777 单位) 要介護3 ( 900 单位) 要介護4 ( 1,023 单位) 要介護5 ( 1,148 单位)																							
⑥ 8時間以上・時間未満	要介護1 ( 669 单位) 要介護2 ( 791 单位) 要介護3 ( 915 单位) 要介護4 ( 1,041 单位) 要介護5 ( 1,168 单位)																							
⑦ 9時間以上・時間未満	要介護1 ( 358 单位) 要介護2 ( 409 单位) 要介護3 ( 462 单位) 要介護4 ( 513 单位) 要介護5 ( 568 单位)																							
⑧ 10時間以上・時間未満	要介護1 ( 430 单位) 要介護2 ( 486 单位) 要介護3 ( 541 单位) 要介護4 ( 597 单位) 要介護5 ( 644 单位)																							
⑨ 11時間以上・時間未満	要介護1 ( 643 单位) 要介護2 ( 743 单位) 要介護3 ( 840 单位) 要介護4 ( 940 単位)																							
⑩ 12時間以上・時間未満	要介護1 ( 564 单位) 要介護2 ( 667 单位) 要介護3 ( 770 单位) 要介護4 ( 871 单位) 要介護5 ( 974 单位)																							
⑪ 13時間以上・時間未満	要介護1 ( 629 单位) 要介護2 ( 744 单位) 要介護3 ( 861 单位) 要介護4 ( 980 单位) 要介護5 ( 1,097 单位)																							
⑫ 14時間以上・時間未満	要介護1 ( 647 单位) 要介護2 ( 765 单位) 要介護3 ( 885 单位) 要介護4 ( 1,007 单位) 要介護5 ( 1,127 单位)																							
⑬ 15時間以上・時間未満	要介護1 ( 345 单位) 要介護2 ( 395 单位) 要介護3 ( 446 单位) 要介護4 ( 495 单位) 要介護5 ( 549 单位)																							
⑭ 16時間以上・時間未満	要介護1 ( 362 单位) 要介護2 ( 414 单位) 要介護3 ( 468 单位) 要介護4 ( 521 单位) 要介護5 ( 575 单位)																							
⑮ 17時間以上・時間未満	要介護1 ( 525 单位) 要介護2 ( 620 单位) 要介護3 ( 715 单位) 要介護4 ( 812 单位) 要介護5 ( 907 单位)																							
⑯ 18時間以上・時間未満	要介護1 ( 543 单位) 要介護2 ( 641 单位) 要介護3 ( 740 单位) 要介護4 ( 839 单位) 要介護5 ( 939 单位)																							
⑰ 19時間以上・時間未満	要介護1 ( 607 单位) 要介護2 ( 716 单位) 要介護3 ( 830 单位) 要介護4 ( 946 单位) 要介護5 ( 1,059 单位)																							
⑱ 20時間以上・時間未満	要介護1 ( 623 单位) 要介護2 ( 737 单位) 要介護3 ( 852 单位) 要介護4 ( 970 单位) 要介護5 ( 1,086 单位)																							

① サービス提供体制強化加算① ② サービス提供体制強化加算② ③ サービス提供体制強化加算③ ④ サービス提供体制強化加算④
個別につき 2単位を加算

① 在宅就労型就労援助料金	支給単位は、から支給により算定した単位数の合計
<b>月に2回以上・所定期料 × 80% / 1,000</b>	
月に2回以上・所定期料 × 64 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 81 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 82 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 83 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 84 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 85 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 86 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 87 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 88 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 89 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 90 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 91 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 92 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 93 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 94 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 95 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 96 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 97 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 98 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 99 / 1,000	
月に2回以上・所定期料 × 100 / 1,000	

\* 感染症又は災害の発生で当該利用者の減少が一定以上生じている場合、事業所は同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合、甲山地域等に居住する者へのサービス提供加算。サービス提供体制強化加算(支給度量管理の対象外)の算定項目

\* 口又は気管切開する場合、感染症基礎対応料(支給度量管理の対象外)

\* 業務継続計画未策定減算については、感染症の防護及び早期の発見・対応のための用意の充実のための費用の算定を行っている場合には、令和7年3月3日まで適用しない。

## 7 通所リハビリテーション費



#### 八、退院時共同指導加算

## 二 移行支援加算 (1日につき 12単位を加算)

	(1回につき 12単位を加算)
ホ セ ル サ ー ビ ス  提 供 体 制	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

提供体制強化加算	(回につき 18単位を加算)
③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ	0回につき 6単位を加算

(1) 介護職員等賃金改算加算(1)	1日につき 売上単位×86／1000	注 所定
(2) 介護職員実働減歩美加算(2)		

② 介護職員等処遇改善加算(単)	<u>(月につき + 所定単位 × 83 ÷ 1000)</u>
③ 介護職員等処遇改善加算(単)	<u>(月につき + 所定単位 × 83 ÷ 1000)</u>

(3) 小額賃貸等促進改良加算 (Ⅲ)
4月1~2年 + 所定単位 × 66 / 1000
(4) 介護職員等賃貸改善加算 (Ⅳ)

(1) 前回のVAT(税別) × 1000	1日につき + 千円単位 × 53 / 1000
(一)介護職員等賃銀改善加算(年 4)	

(月につき + 所定単位 × 76 / 1000)  
(C) 介護職員等賃金改算加算(見) ②

（月につき一生涯単位×73／1000）  
（七）介護職員等報酬改善加算（5）③

(月につき + 所定単位) × 73 / 1000
四)介護職員等就遇改善加算(Ⅳ) ①

介護 職員	(月につき + 所定単位) × 70 / 1000
(5)介護職員等賃金改善加算(厚労省) 6)	(月につき + 所定単位) × 63 / 1000

(月につき + 所定単位 × 63／1000)
(月につき + 所定単位 × 60／1000)

⑤	(月につき一生涯算定額×60/1000)
⑥) 介護職員等報酬改善加算(月) ⑦	(月につき一生涯算定額×58/1000)

④)介護職員等就遇改善加算(Ⅴ) ⑨  
④)月にかかる予定単位×55／1000

⑨)介護職員等認知改善加算(Ⅳ) ⑩) (月につき + 所定単位 × 48 / 1000)  
高齢者介護職員の認知障害の改善度(%) A.D.

(一)介護職員等処遇改善加算(率) 0.1)
(月につき + 所定単位×43÷1000)
(二)介護職員等処遇改善加算(率) 0.2)

(付二)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 0.2
(月につき一箇所単位)×45／1000
(付三)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 0.3

(三)介護職員等賃料改善加算(Ⅴ) 0.3
(月につき) + 所定単位 × 38 / 1000
(四)介護職員等賃料改善加算(Ⅵ) 0.4

（1月につき 千円単位×28／1000）

※ 口を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算定する。

※ 業務概算計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止等に係る業務概算計画未策定減算(Ⅳ)について、令和7年3月31日まで

・感染症又は災害の発生を理由とする利用者数(減少が一定以上生じる場合)、事業所等は一建物に居住する者又は一建物から利用する者に通所介護(リハビリテーション)を行う場合、甲山山麓地域等に居住する者のサービス提供加算額、サービス提供体制強化加算額<sup>16)</sup>、介護職員の労働過度改善加算額<sup>17)</sup>は支給額縮減割率の対象外の算定項目

\* 口を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 業務継続計画未策定算減額については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常対策に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日まで適用しない。  
※ 合規漏出等機制改善加算(5%)については、令和7年3月31日まで算定可能。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)



#### 9 短期入所療養介護費 イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

：特別療養費」と緊急時施設療養費」、サービス提供体制強化加算「~~既存介護職員処遇改善加算~~」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体拘束度未実施減算については令和7年4月1日から適用する

#### □ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

：特定診療費、サービス提供体制強化加算<sup>※2</sup>、介護職員処遇改善加算<sup>※3</sup>は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない  
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等着謹加算を適用しない

※ 身体拘束既止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 業務被統計未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のため

※ 業務統計画未策定算出については、感染症の予防及びまん延の防止のため、令和元年4月度改差加算（A1）～2月付、令和2年3月・21日まで適用

## 八 診療所における短期入所療養介護費

：「特定診療費」、サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

\*業務連絡計画未策定算定については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等報酬改善加算（月）につきましては、令和7年3月31日まで算定可能。

### ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

◎活動費算定基準は、運営会員等の満足度を用いない。  
◎活動費算定基準は、運営会員等の満足度を用いる。  
◎体験料算定基準は、運営会員等の満足度を用いる。  
◎某種の運営会員等に就いて、運営会員等の満足度を用いたものと目的に整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの適用期間



## II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

### 居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止指 導未実施減算	注 業務継続計画未実 施減算	注 事業所同一建物の 利用者又はごく以外 の同一建物の利用者 20人以上に居宅介 護支援を行った場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 する介護ヘルプサー ビス提供加算	注 特定事業所集中減 算	
イ 居宅介護支援費 （月につき）	①居宅介護支援費 ①）	（-）居宅介護支援費 ①）	要介護 1・2 （ 1,086単位 ） 要介護 3・4・5 （ 1,411単位 ）	- 1' / 100	- 1' / 100	× 95' / 100	運営基準減算の場合) × 50' / 100 運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+ 15' / 100	+ 10' / 100	+ 15' / 100	+ 10' / 100	
		（-）居宅介護支援費 ②）	要介護 1・2 （ 54単位 ） 要介護 3・4・5 （ 70単位 ）									
		（-）居宅介護支援費 ③）	要介護 1・2 （ 326単位 ） 要介護 3・4・5 （ 422単位 ）									
		（-）居宅介護支援費 ④）	要介護 1・2 （ 1,086単位 ） 要介護 3・4・5 （ 1,411単位 ）									
		（-）居宅介護支援費 ⑤）	要介護 1・2 （ 527単位 ） 要介護 3・4・5 （ 683単位 ）									
	②居宅介護支援費 ②）	（-）居宅介護支援費 ⑥）	要介護 1・2 （ 316単位 ） 要介護 3・4・5 （ 410単位 ）									
		（-）居宅介護支援費 ⑦）	要介護 1・2 （ 300単位 ）									
		（-）居宅介護支援費 ⑧）	要介護 1・2 （ 300単位 ） 要介護 3・4・5 （ 300単位 ）									
		（-）居宅介護支援費 ⑨）	要介護 1・2 （ 300単位 ） 要介護 3・4・5 （ 300単位 ）									
		（-）居宅介護支援費 ⑩）	要介護 1・2 （ 300単位 ） 要介護 3・4・5 （ 300単位 ）									
口 初回加算				0月につき + 300単位								
ハ 特定事業所加算				① 特定事業所加算 ①）	0月につき + 519単位							
ニ 特定事業所医療介護連携加算				② 特定事業所加算 ②）	0月につき + 421単位							
ホ 入院時情報連携加算				③ 特定事業所加算 ③）	0月につき + 323単位							
ヘ 退院・退所加算 （住院または入所期間中1回を限度に算定）				④ 特定事業所加算 ④）	0月につき + 114単位							
ト 通院時情報連携加算				0月につき + 125単位								
チ 緊急救時等居宅カンファレンス加算				0月に2回を限度に + 200単位								
リ ターミナルケアマネジメント加算				死亡日及び死亡前14日前以内に2 回以上在宅の訪問等を行った場合	€ 400単位							

※居宅介護支援費 ①）については、介護支援専門員 1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については①）を、60件以上の部分については②）を算定する。

※居宅介護支援費 ②）については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行った指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員 1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については①）を、60件以上の部分については②）を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

## 1 介護福祉施設サービス

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない

例：介護職員初任者研修（平成21年4月～令和2年3月）日本語認定可能

## 2 介護保健施設サービス

注 外治時費用

人所者に対する回収率における統治を認めめた場合、1日に602名個体に対する回収率は1位に達して1日につき362個体を回収

注 外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)

入所者に対して固定における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1につき362単位を算定

注) ルーチカル タブ加算	① 死亡日以前31日以上45日以下	被虐待老健以下の場合 単位につき 7.2個(位を除)
	被虐待老健の場合	単位につき 8.0個(位を除)
	② 死亡日以前41日以上30日以下	被虐待老健以下の場合 単位につき 1.6個(位を除)
	被虐待老健の場合	単位につき 1.6個(位を除)
	③ 死亡日以前2日又43日	被虐待老健以下の場合 単位につき 9.1個(位を除)
	被虐待老健の場合	単位につき 8.5個(位を除)
	④ 死亡日	被虐待老健以下の場合 単位につき 1.90個(位を除)
	被虐待老健の場合	単位につき 1.70個(位を除)

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない旨及び①を適用する場合には、既②を適用しない。

※ イ(即及びロ(即)を適用する場合には、表2)を適用しない。  
※ 業務概算計画未演算減算については、感染症の予防及びまん延の  
対応等による業務概算の変更(イ)又は(ロ)を、令和2年2月21日付

[第二步：选择要修改的文件夹并输入新名称](#)

#### 4 介護医療院サービス

注 外泊時費用	入所者に対して在宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日ににつき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して在宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日ににつき800単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な治療が必要となり 他医療機関において診療が行われた場合、1月に4名程度として所定単位数に代えて1日ににつき362単位を算定	
ト 初期加算	(日々につき + 30単位)	
チ 退所時未収情報連携加算 種 ②	0月につき 10単位を限度として70単位を加算	
ウ 再入所時未収連携加算 種 ②	入所者1人につき1回者限度として2000単位を加算	
△ 退所時指導等加算 種 ②	(-) 退所時指導加算	a 退所前指導加算 既往山田因 及び2例の多例度に、400単位を算定
		b 退所後訪問指導加算 退所後1回を限度に、400単位を算定
		c 退所時指導加算 1000単位
		d 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算 1丁
		e 退所前連携加算 既往山田因 600単位
	(C) 訪問看護指示加算	入所者1人につき10日を限度として300単位を算定
ル 協力医療機関連携加算	① 相談 治療を行なう体制を時限確保し緊急時に人材を投入する体制を確保している協力医療機関と連携している場合	0月につき 5単位を加算
	② 上記以外の協力医療機関と連携している場合	0月につき 5単位を加算
ヲ 実養マネジメント強化加算	0月につき 1単位を加算	
ワ 経口移行加算 種 ②	0月につき 28単位を加算	
カ 経口維持加算 種 ②	(-) 経口攝持加算 ①	0月につき 4000単位を加算
シ 経口維持加算 ①	(C) 経口維持加算 ①	0月につき 1000単位を加算
	(C) 口腔衛生管理加算 ①	0月につき 90単位を加算
ミ 口腔衛生管理加算 種 ②	(-) 口腔衛生管理加算 ①	0月につき 110単位を加算
ヌ 食養食費算	(回につき 60単位を加算 0日につき30単位)	
レ 在宅復帰支援機能加算 種 ②	(日々につき 10単位を加算)	
ソ 特別診療費 種 ②		
フ 緊急時治療管理	ア 緊急時治療管理 1月に1回3日を限度に、1日ににつき518単位を算定	
	イ 特定治療	
	ウ 認知症専門ケア加算	(-) 認知症専門ケア加算 ① 0月につき 3単位を加算
メ 認知症チームケア推進加算	(C) 認知症専門ケア加算 ①	0月につき 4単位を加算
	(-) 認知症チームケア推進加算 ①	0月につき 1500単位を加算
	(C) 認知症チームケア推進加算 ①	0月につき 1200単位を加算
ヲ 心理行動・心理症状緊急対応加算	入所後7日以内に限り 1月につき200単位を加算	
△ 重度認知症疾患養育体制加算	(-) 重度認知症疾患養育体制加算 ① 要介護1~4、0日につき1400単位を加算 要介護5~6、1月につき1400単位を加算	
	(C) 重度認知症疾患養育体制加算 ①	要介護1~2、0月につき2000単位を加算 要介護3~5、0月につき1000単位を加算
	ウ 排せつ支援加算 種 ②	① 排せつ支援加算 ① 0月につき 10単位を加算 ② 排せつ支援加算 ① 0月につき 15単位を加算 ③ 排せつ支援加算 ① 0月につき 20単位を加算
キ 自立支援促進加算 種 ②	0月につき 280単位を加算	
ノ 科学的介護推進体制加算 種 ②	① 科学的介護推進体制加算 ① 0月につき 40単位を加算	
	② 科学的介護推進体制加算 ① 0月につき 60単位を加算	
オ 安全対策体制加算 種 ②	入所者1人につき1回者限度として200単位を算定	
カ 高齢者施設等感染対策向上加算	① 高齢者施設等感染対策向上加算 ① 0月につき 10単位を加算	
	② 高齢者施設等感染対策向上加算 ① 0月につき 5単位を加算	
キ 新規感染症等施設療養費	0月に1回、連続する5日者限度として 240単位を算定	
マ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算 ① 0月につき 1000単位を加算	
	② 生産性向上推進体制加算 ① 0月につき 10単位を加算	
ケ サービス提供体制強化加算	(-) サービス提供体制強化加算 ① 0月につき 22単位を加算	
	(C) サービス提供体制強化加算 ① 0月につき 18単位を加算	
	(E) サービス提供体制強化加算 ① 0月につき 6単位を加算	
	コ 介護員登録簿記入登録料	(1) 介護員登録簿記入登録料×51/1000 0月につき 1所定期位×51/1000
	(2) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×47/1000	
シ 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×36/1000	(3) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×36/1000	
	(4) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×29/1000	
ス 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×25/1000	(5) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×25/1000	
	(6) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×35/1000	
	(7) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×35/1000	
	(8) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×34/1000	
	(9) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×34/1000	
	(10) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×34/1000	
	(11) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×34/1000	
	(12) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×34/1000	
	(13) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×34/1000	
	(14) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×34/1000	
タ 介護員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×30/1000	(15) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×30/1000	
	(16) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×24/1000	
ヒ 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×24/1000	(17) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×24/1000	
	(18) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×24/1000	
ナ 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×20/1000	(19) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×20/1000	
	(20) 介護職員登録簿改善加算 ① 0月につき 1所定期位×15/1000	

\* 介間勤務等条件減算適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

\* ハビトヘ適用する場合には、併用しない。

\* 落実継続計画未確定等については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31までの期間適用しない。

\* 介護職員等登録簿登録料等の算定に際しては、令和7年3月31日まで適用しない。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

:令和6年6月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 二 削除)
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

## I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

### 1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止指 直未実施減算	注 業務継続計画未策 定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、消拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行った場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(回につき 856単位)	-	-	-	-	-	+ 15／100	+ 10／100	+ 5／100
ロ 初回加算	(月につき + 200単位)	-	-	× 95／100	× 90／100	-	-	-	-
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (I) (2) 認知症専門ケア加算 (II)	(1) 1日につき + 3単位 (2) 1日につき + 4単位	-	-	-	-	-	-	-
ニ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I) (2) サービス提供体制強化加算 (II) (3) サービス提供体制強化加算 (III)	(1) 1日につき + 44単位 (2) 1回につき + 36単位 (3) 1日につき + 12単位	-	-	-	-	-	-	-
ホ 介護職員等就業改善加算	(1) 介護職員等就業改善加算 (I) (2) 介護職員等就業改善加算 (II) (3) 介護職員等就業改善加算 (III) (4) 介護職員等就業改善加算 (IV)	(1) 月につき + 所定単位 × 100／1000 (2) 月につき + 所定単位 × 94／1000 (3) 月につき + 所定単位 × 79／1000 (4) 月につき + 所定単位 × 63／1000	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
ト 介護職員等就業改善加算 Ⅴ)	(1) 介護職員等就業改善加算 (V) (1) (2) 介護職員等就業改善加算 (V) (2) (3) 介護職員等就業改善加算 (V) (3) (4) 介護職員等就業改善加算 (V) (4) (5) 介護職員等就業改善加算 (V) (5) (6) 介護職員等就業改善加算 (V) (6) (7) 介護職員等就業改善加算 (V) (7) (8) 介護職員等就業改善加算 (V) (8) (9) 介護職員等就業改善加算 (V) (9) (10) 介護職員等就業改善加算 (V) (10) (11) 介護職員等就業改善加算 (V) (11) (12) 介護職員等就業改善加算 (V) (12) (13) 介護職員等就業改善加算 (V) (13) (14) 介護職員等就業改善加算 (V) (14) (15) 介護職員等就業改善加算 (V) (15)	(1) 月につき + 所定単位 × 89／1000 (2) 月につき + 所定単位 × 84／1000 (3) 月につき + 所定単位 × 83／1000 (4) 月につき + 所定単位 × 78／1000 (5) 月につき + 所定単位 × 73／1000 (6) 月につき + 所定単位 × 67／1000 (7) 月につき + 所定単位 × 65／1000 (8) 月につき + 所定単位 × 68／1000 (9) 月につき + 所定単位 × 59／1000 (10) 月につき + 所定単位 × 54／1000 (11) 月につき + 所定単位 × 52／1000 (12) 月につき + 所定単位 × 48／1000 (13) 月につき + 所定単位 × 44／1000 (14) 月につき + 所定単位 × 33／1000							

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算（中山間地域等における小規模事業所加算）、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）及び  
介護職員等就業改善加算（支給限度額管理の対象外の算定項目）

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行つた場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等就業改善加算（V）について、令和7年3月31日まで算定可能。

#### [脚注]

##### 1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○／100 ⇒ 所定単位数 × ○○／100
- +○○／100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○／100
- ／100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○／100

## 2 介護予防訪問看護費

基本部分		Ⅰ 看護師の場合は + 100単位	Ⅱ 看護師の場合は + 100単位	Ⅲ 看護師の場合は + 100単位	Ⅳ 看護師の場合は + 100単位	Ⅴ 看護師の場合は + 100単位	Ⅵ 看護師の場合は + 100単位	Ⅶ 看護師の場合は + 100単位	Ⅷ 看護師の場合は + 100単位	Ⅸ 看護師の場合は + 100単位	Ⅹ 看護師の場合は + 100単位	Ⅺ 看護師の場合は + 100単位	Ⅻ 看護師の場合は + 100単位
<b>イ 部定料賃予防訪問看護料算定区分</b>		① 0分未満 既往1回以上、20分以上の医療師又は看護師による訪問を行った場合は算定可能 <b>+ 100単位</b>	② 30分未満 <b>+ 100単位</b>	③ 30分以上 時間未満 <b>+ 100単位</b>	④ 時間以上 1時間30分未満 <b>+ 100単位</b>	⑤ 時間以上 1時間30分未満 × 100×20分未満で算定する場合 <b>+ 100単位</b>	⑥ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 既往1回以上、20分以上の医療師又は看護師による訪問を行った場合は算定可能 <b>+ 100単位</b>	⑦ 30分未満 <b>+ 100単位</b>	⑧ 30分以上 時間未満 <b>+ 100単位</b>	⑨ 時間以上 1時間30分未満 <b>+ 100単位</b>	⑩ 30分未満 <b>+ 100単位</b>	⑪ 30分以上 時間未満 <b>+ 100単位</b>	⑫ 時間以上 1時間30分未満 <b>+ 100単位</b>
<b>II 病院又は診療所の場合</b>		× 90／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100	× 100／100
<b>ハ 初回加算</b>		<b>+ 300単位</b>		<b>+ 300単位</b>		<b>+ 300単位</b>		<b>+ 10／100</b>		<b>+ 10／100</b>		<b>+ 10／100</b>	
<b>ニ 退院時料金割増加算</b>		<b>4月につき + 300単位</b>		<b>3月につき + 600単位</b>		<b>2月につき + 100単位</b>		<b>1月につき + 315単位</b>		<b>1月につき + 315単位</b>		<b>1月につき + 315単位</b>	
<b>ホ 看護体制強化加算</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>	
<b>ヘ ハンディキャップ加算</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>	
<b>タ サービス提供体制強化加算</b>		<b>+ 60単位</b>		<b>+ 60単位</b>		<b>+ 60単位</b>		<b>+ 60単位</b>		<b>+ 60単位</b>		<b>+ 60単位</b>	
特別地域介護予防訪問看護料加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者のサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護料、特別宿泊加算及びサービス提供体制強化加算は、支助限度額を算査の対象外の算定項目 重要な計上・統一の利用料又は20分以上一連の利用料20人以上×サービス料×単位を適用する場合は、支助限度額を算査の対象外の算定項目 また、月1回以内の算定単位を用いた場合は、月1回の算定単位を用いた場合は、支助限度額を算査の対象外の算定項目と定めます。 <b>※ 1月1回以内の算定単位を用いた場合は、月1回の算定単位を用いた場合は、支助限度額を算査の対象外の算定項目と定めます。</b>													

## 3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		Ⅰ 看護師の場合は + 100単位	Ⅱ 看護師の場合は + 100単位	Ⅲ 看護師の場合は + 100単位	Ⅳ 看護師の場合は + 100単位	Ⅴ 看護師の場合は + 100単位	Ⅵ 看護師の場合は + 100単位	Ⅶ 看護師の場合は + 100単位	Ⅷ 看護師の場合は + 100単位	Ⅸ 看護師の場合は + 100単位	Ⅹ 看護師の場合は + 100単位	Ⅺ 看護師の場合は + 100単位	Ⅻ 看護師の場合は + 100単位
<b>イ 介護予防訪問リハビリテーション</b>		看院又は診療所の場合 <b>+ 100単位</b>	介護老人保健施設の場合 <b>+ 100単位</b>	疗養病院の場合 <b>+ 100単位</b>	看護師の場合は + 100単位								
<b>ハ サービス提供体制強化加算</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>	
<b>ホ ハンディキャップ加算</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>	
<b>ヘ ハンディキャップ加算</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>		<b>+ 100単位</b>	
特別地域介護予防訪問リハビリテーション料、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者のサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護料、特別宿泊加算及びサービス提供体制強化加算は、支助限度額を算査の対象外の算定項目 重要な計上・統一の利用料又は20分以上一連の利用料20人以上×サービス料×単位を適用する場合は、支助限度額を算査の対象外の算定項目 また、月1回以内の算定単位を用いた場合は、月1回の算定単位を用いた場合は、支助限度額を算査の対象外の算定項目と定めます。 <b>※ 1月1回以内の算定単位を用いた場合は、月1回の算定単位を用いた場合は、支助限度額を算査の対象外の算定項目と定めます。</b>													

4 介護予防居宅療養管理指導費

ハ (イ) (二) (三) について、が末期の患者、中心静脈挿入患者、心臓リウマチ患者は原則として24時間、毎日2回(1日8回)算定できる。  
(イ) について、計画的治療原則にて、原則として当該医師の診療料金より、原則として有料料金を区分して料金を算定する場合は、当該医師の料金が200円未満に則りて、原則として算定できない。

## 5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注 利用者の数が6名以上で、用定員を超える場合	注 当該者虐待防止法第2条第1項第2号の規定による認定を受けた者又は、介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 生活行為向上(ア)実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所が同一建物に併設する(ア)から(イ)までの間で、介護予防通所リハビリテーションを行なう場合						
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1 <u>268単位</u> 要支援2 <u>228単位</u>	× 70／100	× 70／100	-1／100	-1／100	-376単位 -120単位						
	介護老人保健施設の場合	要支援1 <u>268単位</u> 要支援2 <u>228単位</u>					-752単位 -240単位						
		介護医療院の場合	要支援1 <u>268単位</u> 要支援2 <u>228単位</u>					-376単位 -120単位					
									-752単位 -240単位				
									-376単位 -120単位				
								-752単位 -240単位					
<b>自立訓練時共同指導加算</b>		<b>1回につき 600単位</b>											
<b>ハ 栄養アセスメント加算</b>		<b>(月につき 50単位を加算)</b>											
<b>ニ 栄養改善加算</b>		<b>(月につき 200単位を加算)</b>											
ホ 口腔 栄養スクリーニング加算		(1) 口腔 栄養スクリーニング加算 (イ) 1回につき 20単位を加算 (6月に1回を限度) (2) 口腔 栄養スクリーニング加算 (ロ) 1回につき 5単位を加算 (6月に1回を限度)											
ヘ 口腔機能向上 加算		(1) 口腔機能向上加算 (イ) (月につき 150単位を加算) (2) 口腔機能向上加算 (ロ) (月につき 160単位を加算)											
<b>トータルのサービス提供加算</b>		<b>(月につき 480単位を加算)</b>											
<b>チ 科学的介護推進体制加算</b>		<b>(月につき 40単位を加算)</b>											
リ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算 (イ) 要支援1 0月につき 88単位を加算 要支援2 0月につき 176単位を加算 (2) サービス提供体制強化加算 (ロ) 要支援1 0月につき 72単位を加算 要支援2 0月につき 144単位を加算 (3) サービス提供体制強化加算 (ハ) 要支援1 0月につき 240単位を加算 要支援2 0月につき 48単位を加算											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (ア)		(月につき + 所定単位× 86／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (イ)		(月につき + 所定単位× 83／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (ロ)		(月につき + 所定単位× 66／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (ハ)		(月につき + 所定単位× 53／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (1)		(月につき + 所定単位× 76／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (2)		(月につき + 所定単位× 73／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (3)		(月につき + 所定単位× 73／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (4)		(月につき + 所定単位× 70／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (5)		(月につき + 所定単位× 63／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (6)		(月につき + 所定単位× 60／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (7)		(月につき + 所定単位× 58／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (8)		(月につき + 所定単位× 56／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (9)		(月につき + 所定単位× 55／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (10)		(月につき + 所定単位× 48／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (11)		(月につき + 所定単位× 43／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (12)		(月につき + 所定単位× 45／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (13)		(月につき + 所定単位× 38／1000)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (マ) (14)		(月につき + 所定単位× 28／1000)											
： 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、 「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目													
※ 業務継続計画未策定減算に入っています。感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。													
※ 介護職員等処遇改善加算(マ)については、令和7年3月31日まで算定可能。													

## 6 介護予防短期入所生活介護費

・ サービス提供体制強化加算「**改正** 職業訓練員の処遇改善加算」は、又給償度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の状況

※ 介護職員等授業改修加算(Ⅱ)に係るは、令和7年3月31日までに許可能。

## 7 介護予防短期入所療養介護費

## イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

「特別療養費」と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算及び介護職員等待遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

\* 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

\*業務継続計画策定基準については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用します。

※ 介護報酬改定(追加算 A)について注、令和7年3月31日まで適用可能。



## 八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーやユニット内に配置していない等ユニット内における体制が未整備で該当する場合	注 身体拘束废止未実施減算	注 高齢者虐待防止指置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅力設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動心理状態緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受け入れ加算	注 利用者に対して迎送を行つ場合
① 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<従来型個室> 要支援1 ( 530 単位) 要支援2 ( 666 単位)									
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1) 看護・介護<3:1>	b 診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<療養機能強化型A><従来型個室> 要支援1 ( 559 単位) 要支援2 ( 693 単位)									
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<療養機能強化型B><従来型個室> 要支援1 ( 549 单位) 要支援2 ( 684 単位)									
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<多床室> 要支援1 ( 589 単位) 要支援2 ( 747 単位)									
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<療養機能強化型A><多床室> 要支援1 ( 623 単位) 要支援2 ( 780 単位)									
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<療養機能強化型B><多床室> 要支援1 ( 612 単位) 要支援2 ( 769 単位)									
② ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<ユニット型個室> 要支援1 ( 616 単位) 要支援2 ( 775 単位)										
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<療養機能強化型A><ユニット型個室> 要支援1 ( 643 単位) 要支援2 ( 804 単位)										
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<療養機能強化型B><ユニット型個室> 要支援1 ( 634 単位) 要支援2 ( 793 単位)										
	(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<ユニット型個室の多床室> 要支援1 ( 616 単位) 要支援2 ( 775 単位)										
	(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<療養機能強化型A><ユニット型個室の多床室> 要支援1 ( 643 単位) 要支援2 ( 804 単位)										
	(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)<療養機能強化型B><ユニット型個室の多床室> 要支援1 ( 634 単位) 要支援2 ( 793 単位)										
③ 口腔連携強化加算	0回につき + 50単位(1月に1回を限度)										
④ 療養食加算	【回につき 8単位を加算(1日に3回を限度)】										
⑤ 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(1) 【1日ににつき 3単位を加算】 (二)認知症専門ケア加算(1) 【1日ににつき 4単位を加算】										
⑥ 特定診療費											
⑦ 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(1) 【1月につき 100単位を加算】 (二) 生産性向上推進体制加算(1) 【1月につき 10単位を加算】										
⑧ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1) 【1月につき 22単位を加算】 (二) サービス提供体制強化加算(1) 【1月につき 18単位を加算】 (三) サービス提供体制強化加算(1) 【1月につき 6単位を加算】										
⑨ 介護職員等処遇改善加算	■ (一)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×51]/1000 (二)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×47]/1000 (三)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×36]/1000 (四)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×29]/1000  ■ (五)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×46]/1000 ■ (六)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×44]/1000 ■ (七)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×42]/1000 ■ (八)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×40]/1000 ■ (九)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×39]/1000 ■ (十)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×35]/1000 ■ (十一)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×31]/1000 ■ (十二)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×31]/1000 ■ (十三)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×30]/1000 ■ (十四)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×24]/1000 ■ (十五)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×22]/1000 ■ (十六)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×20]/1000 ■ (十七)介護職員等処遇改善加算(1) 【1月につき + 所定単位×15]/1000	所定単位は、1月から6月までに上り算定した単位数の合計									

\* : 特定診療費、サービス提供体制強化加算、~~及ぼす~~ 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

\* 身体拘束廢止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

\* 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

\* 介護職員等処遇改善加算(1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

## ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

\* 既勤務者条件を満たす通過する場合には、夜間勤務等の差額加算を適用しない。  
③ 及び④ を通過する場合には、② の適用を使用。  
身障者就業止業未達成率についての合意年月日を記入して適用する。  
合意年月日を記入する場合は、合意年月日より前までの止業が指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までに適用しない。

至 限度額 要支援 1 5,032單位

要支援2 10,531単位

※ 業務統計画面演算減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備

[更多关于如何使用我们网站的教程](#) | [关于我们](#) | [联系我们](#) | [隐私政策](#) | [条款和条件](#)

## 9 介護予防福祉用具貸与費

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が認める状態にある者を除く。

\* 高齢者虐待防止措置未実施減算については、令和9年4月1日から適用

## II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域介護予防支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防支援費 (月につき)	(1) 介護予防支援費 (I) 地域包括支援センターが行う場合) (442単位)  (2) 介護予防支援費 (II) 指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)	- 1／100	- 1／100	+ 15／100	+ 10／100	+ 5／100
□ 初回加算 (月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 (①を算定する場合のみ算定)	+ 300単位)					

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

:令和6年6月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

## I 指定地域密着型サービス介護給付単位数の算定構造

## 1 定期巡回 個別対応型訪問介護看護費

基本部分		注 ※看護師による 高齢者虐待 防止措置未 実施算定減 算	注 ※業務統計 未実施算定減 算	注 ※個別対応 巡回型訪 問介護看 護費	注 ※山地・ 島嶼地帯 等に居住す る者の受 取額	注 ※個別対 応巡回型 訪問介護 看護費	注 ※特例管理 加算	注 ※ターゲル 加算
△ 定期巡回 個別対応型訪問介護看護費 ① (1月につき)	④ 訪問看護サービスを行わない場合 要介護1 ( 5,446 単位) 要介護2 ( 9,720 単位) 要介護3 ( 16,140 単位) 要介護4 ( 20,417 単位) 要介護5 ( 24,692 単位)			- 62単位 - 111単位 - 184単位 - 233単位 - 281単位				
	⑤ 訪問看護サービスを行った場合 要介護1 ( 7,946 単位) 要介護2 ( 12,413 単位) 要介護3 ( 18,948 単位) 要介護4 ( 23,358 単位) 要介護5 ( 28,298 単位)	× 98/ 100		- 91単位 - 141単位 - 216単位 - 266単位 - 322単位 - 328単位	+ 15/ 100 + 10/ 100 + 5/ 100	+ 15/ 100 + 10/ 100 + 5/ 100	1月につき + 329単位 1月につき + 315単位	死亡及び 死亡日前 1月につき + 500単位 又は 1月につき + 250単位
□ 定期巡回 個別対応型訪問介護看護費 ② (1月につき)	要介護1 ( 5,446 単位) 要介護2 ( 9,720 単位) 要介護3 ( 16,140 単位) 要介護4 ( 20,417 単位) 要介護5 ( 24,692 単位)			- 62単位 - 111単位 - 184単位 - 233単位 - 281単位				
△ 定期巡回 個別対応型訪問介護看護費 ③	基本夜間訪問サービス費 0月につき 989単位)							
△ 定期巡回 個別対応型訪問介護看護費 ④	定期巡回サービス費 0月につき 372単位)							
△ 定期巡回 個別対応型訪問介護看護費 ⑤	随時訪問サービス費(Ⅰ) 0月につき 567単位)							
△ 定期巡回 個別対応型訪問介護看護費 ⑥	随時訪問サービス費(Ⅱ) 0月につき 764単位)							
二 初回加算 ※又は既算定の場合のみ算定)	0月につき + 30単位)							
三 退院時料金指導加算 ※一休型定期巡回 個別対応型訪問介護看護事業所であつて訪問看護サービスが必要となるのみ 算定可能。※②の既算定する場合は除外)	0月につき + 600単位)							
△ 総合マネジメント強化加算 ※又は既算定の場合のみ算定)	①) 総合マネジメント強化加算 ① 0月につき + 200単位を加算)							
△ 総合マネジメント強化加算 ②	0月につき + 800単位を加算)							
ト 生活機能向上連携加算 ※又は既算定の場合のみ算定)	①) 生活機能向上連携加算 ① 0月につき + 100単位)							
	②) 生活機能向上連携加算 ② 0月につき + 200単位)							
△ 認知症専門ケア 加算	④) イヤ又は既算定 している場合 C) 認知症専門ケア加算 ④ 0月につき + 90単位)							
	⑤) サービス提供する場 合 基本夜間訪問 サービス費を除く D) 認知症専門ケア加算 ⑤ 0月につき + 3単位)							
	⑥) サービス提供する場 合 基本夜間訪問 サービス費を除く E) 認知症専門ケア加算 ⑥ 0月につき + 4単位)							
リ 行進歩強化加算 ※又は既算定の場合のみ算定)	0月につき + 50単位 0月に制限制度)							
△ サービス提供体制 強化加算	①) サービス提供体制強化加算 ① 0月につき + 250単位)							
	②) サービス提供体制強化加算 ② 0月につき + 640単位)							
	③) サービス提供体制強化加算 ③ 0月につき + 350単位)							
△ サービス提供体制 強化加算	④) サービス提供体制強化加算 ④ 0月につき + 22単位)							
	⑤) サービス提供体制強化加算 ⑤ 0月につき + 188単位)							
	⑥) サービス提供体制強化加算 ⑥ 0月につき + 6単位)							
△ 介護職員等賃料改定加算 ①	410/28 × 基定単位 × 245/1000							
	△ 介護職員等賃料改定加算 ②	410/28 × 基定単位 × 272/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ③	410/28 × 基定単位 × 182/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ④	410/28 × 基定単位 × 145/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑤	410/28 × 基定単位 × 184/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑥	410/28 × 基定単位 × 167/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑦	410/28 × 基定単位 × 183/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑧	410/28 × 基定単位 × 200/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑨	410/28 × 基定単位 × 171/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑩	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑪	410/28 × 基定単位 × 184/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑫	410/28 × 基定単位 × 185/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑬	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑭	410/28 × 基定単位 × 185/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑮	410/28 × 基定単位 × 183/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑯	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑰	410/28 × 基定単位 × 184/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑱	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑲	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ⑳	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉑	410/28 × 基定単位 × 185/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉒	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉓	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉔	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉕	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉗	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉘	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉙	410/28 × 基定単位 × 188/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉚	410/28 × 基定単位 × 189/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉛	410/28 × 基定単位 × 186/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉜	410/28 × 基定単位 × 187/1000						
	△ 介護職員等賃料改定加算 ㉖	410/28 ×						

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費 (I)	基本夜間対応型訪問介護費 （月につき 989単位） 定期巡回サービス費 （月につき 372単位） 随時訪問サービス費(I) （月につき 567単位） 随時訪問サービス費(II) （月につき 764単位）	- 1／100	- 1／100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合 × 90／100	+ 15／100	+ 10／100	+ 5／100	
ロ 夜間対応型訪問介護費 (II)	（月につき 2,702単位）				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合 × 85／100				
ハ 認知症専門ケア加算	①イを算定する場合 基本夜間対応型訪問介護費を除く （-）認知症専門ケア加算 (I) （月につき + 3単位） （C）認知症専門ケア加算 (II) （月につき + 4単位） ②ロを算定する場合 （-）認知症専門ケア加算 (I) （月につき + 90単位） （C）認知症専門ケア加算 (II) （月につき + 120単位）								
ニ サービス提供体制強化加算	①イを算定する場合 基本夜間対応型訪問介護費を除く （-）サービス提供体制強化加算 (I) （月につき + 22単位） （C）サービス提供体制強化加算 (II) （月につき + 18単位） （E）サービス提供体制強化加算 (III) （月につき + 3単位） ②ロを算定する場合 （-）サービス提供体制強化加算 (I) （月につき + 154単位） （C）サービス提供体制強化加算 (II) （月につき + 126単位） （E）サービス提供体制強化加算 (III) （月につき + 42単位）								
ホ 介護職員等処遇改善加算	① 介護職員等処遇改善加算 (I) （月につき + 所定単位×245／1000） ② 介護職員等処遇改善加算 (II) （月につき + 所定単位×224／1000） ③ 介護職員等処遇改善加算 (III) （月につき + 所定単位×182／1000） ④ 介護職員等処遇改善加算 (IV) （月につき + 所定単位×145／1000）  ⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) ① （月につき + 所定単位×221／1000） ⑥ 介護職員等処遇改善加算 (V) ② （月につき + 所定単位×208／1000） ⑦ 介護職員等処遇改善加算 (V) ③ （月につき + 所定単位×200／1000） ⑧ 介護職員等処遇改善加算 (V) ④ （月につき + 所定単位×187／1000） ⑨ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑤ （月につき + 所定単位×184／1000） ⑩ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑥ （月につき + 所定単位×163／1000） ⑪ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑦ （月につき + 所定単位×163／1000） ⑫ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑧ （月につき + 所定単位×158／1000） ⑬ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑨ （月につき + 所定単位×142／1000） ⑭ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑩ （月につき + 所定単位×139／1000） ⑮ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑪ （月につき + 所定単位×121／1000） ⑯ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑫ （月につき + 所定単位×118／1000） ⑰ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑬ （月につき + 所定単位×100／1000） ⑱ 介護職員等処遇改善加算 (V) ⑭ （月につき + 所定単位×76／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							

： 特別地域夜間対応型訪問介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

\* 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

\* 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。



### 3 認知症対応型通所介護費

\* 菜葉種統計未策定算算については、感染症の予防及び患者の防止のための施設の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用しない。  
子の算算を算算する場合は、令和7年3月31日まで適用。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注 登録者数が登録料金を超過する場合	注 業務統計画未策定減算	注 過少サービス未実施減算	注 業務統計画未策定減算	注 特例地域小規模多機能型居宅介護費	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、防除体制強化加算、総合マジン体制強化加算
イ 小規模多機能型居宅 介護費(1月につき)	① 同一建物に居住する者以外の者に 対して行う場合	要介護1 ( 10,458 単位) 要介護2 ( 15,370 単位) 要介護3 ( 22,359 单位) 要介護4 ( 24,677 単位) 要介護5 ( 27,209 単位)	× 70／100	× 70／100	- 1／100	- 1／100	× 70／100
	② 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 ( 9,423 単位) 要介護2 ( 13,849 単位) 要介護3 ( 20,144 単位) 要介護4 ( 22,233 単位) 要介護5 ( 24,516 単位)					+ 15／100
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 ( 572 単位) 要介護2 ( 640 単位) 要介護3 ( 709 单位) 要介護4 ( 777 単位) 要介護5 ( 843 単位)					+ 10／100
ハ 初期加算 を算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算 ①) 0月につき 920単位を加算 (2) 認知症加算 ②) 0月につき 890単位を加算 (3) 認知症加算 ③) 0月につき 760単位を加算 (4) 認知症加算 ④) 0月につき 460単位を加算					+ 5／100
ニ 認知症行動・心理状態に対する加算 を算定する場合のみ算定)		0月につき 200単位を加算(併用可能)					
ヘ 若性認知症利用者又は入院 を算定する場合のみ算定)		0月につき 800単位を加算					
ト 看護職員配置加算 を算定する場合のみ算定)	イ) 看護職員配置加算 ①) 0月につき 900単位を加算 ②) 看護職員配置加算 ②) 0月につき 700単位を加算 ③) 看護職員配置加算 ③) 0月につき 480単位を加算						
チ 看護・排泄体制加算 を算定する場合のみ算定)		0月につき 64単位を加算					
リ 防除体制強化加算 を算定する場合のみ算定)		0月につき 1,000単位を加算					
メ 総合マジン・体制強化加算 を算定する場合のみ算定)	①) 総合マジン・体制強化加算 ①) 0月につき 1,200単位を加算 ②) 総合マジン・体制強化加算 ②) 0月につき 800単位を加算						
ル 生活機能向上達成加算	①) 生活機能向上達成加算 ①) 0月につき + 100単位 ②) 生活機能向上達成加算 ②) 0月につき + 200単位						
ヲ ワク・栄養スクリーニング加算 を算定する場合のみ算定)		0月につき 20単位を加算(併用可能)					
ワ 科学的介護推進体制加算 を算定する場合のみ算定)		0月につき 40単位を加算					
カ 生産性向上推進体制加算	①) 生産性向上推進体制加算 ①) 0月につき 100単位を加算 ②) 生産性向上推進体制加算 ②) 0月につき 100単位を加算						
ヨ サービス提供体制強化加算	①) イを算定している場合 (+) サービス提供体制強化加算 ①) 0月につき 750単位を加算 (+) サービス提供体制強化加算 ②) 0月につき 640単位を加算 (+) サービス提供体制強化加算 ③) 0月につき 350単位を加算 ②) イを算定している場合 (+) サービス提供体制強化加算 ①) 0月につき 2,000単位を加算 (+) サービス提供体制強化加算 ②) 0月につき 2,100単位を加算 (+) サービス提供体制強化加算 ③) 0月につき 1,200単位を加算						
△ 介護報酬料率算定の算定額 を算定する場合のみ算定)	①) 介護報酬料率算定額 ①) (月につき + 通常単位 × 149／1000) ②) 介護報酬料率算定額 ②) (月につき + 通常単位 × 146／1000) ③) 介護報酬料率算定額 ③) (月につき + 通常単位 × 144／1000) ④) 介護報酬料率算定額 ④) (月につき + 通常単位 × 145／1000)						
△ 介護報酬等算定額の算定額 を算定する場合のみ算定)	①) 介護報酬等算定額 ①) (月につき + 通常単位 × 141／1000) ②) 介護報酬等算定額 ②) (月につき + 通常単位 × 140／1000) ③) 介護報酬等算定額 ③) (月につき + 通常単位 × 139／1000) ④) 介護報酬等算定額 ④) (月につき + 通常単位 × 138／1000) ⑤) 介護報酬等算定額 ⑤) (月につき + 通常単位 × 137／1000) ⑥) 介護報酬等算定額 ⑥) (月につき + 通常単位 × 136／1000) ⑦) 介護報酬等算定額 ⑦) (月につき + 通常単位 × 135／1000) ⑧) 介護報酬等算定額 ⑧) (月につき + 通常単位 × 134／1000) ⑨) 介護報酬等算定額 ⑨) (月につき + 通常単位 × 133／1000) ⑩) 介護報酬等算定額 ⑩) (月につき + 通常単位 × 132／1000) ⑪) 介護報酬等算定額 ⑪) (月につき + 通常単位 × 131／1000) ⑫) 介護報酬等算定額 ⑫) (月につき + 通常単位 × 130／1000) ⑬) 介護報酬等算定額 ⑬) (月につき + 通常単位 × 129／1000) ⑭) 介護報酬等算定額 ⑭) (月につき + 通常単位 × 128／1000) ⑮) 介護報酬等算定額 ⑮) (月につき + 通常単位 × 127／1000) ⑯) 介護報酬等算定額 ⑯) (月につき + 通常単位 × 126／1000) ⑰) 介護報酬等算定額 ⑰) (月につき + 通常単位 × 125／1000) ⑱) 介護報酬等算定額 ⑱) (月につき + 通常単位 × 124／1000) ⑲) 介護報酬等算定額 ⑲) (月につき + 通常単位 × 123／1000) ⑳) 介護報酬等算定額 ⑳) (月につき + 通常単位 × 122／1000)						

: 特別地域小規模多機能型居宅介護費算算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、防除体制強化加算、総合マジン体制強化加算、サービス提供体制強化加算

\* イ) ①を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、その単位数を1人

\* 身体拘束止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

\* 業務統計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のため相合ひ整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31までの間適用しない。

\* 介護報酬等算定額の算定額

◎短期耐用消耗品(機器)の販賣費、区分支給限度基準額における  
身体障害未だ施設に受け入るに及ばず算定する場合、令和7年3月1日まで適用する  
事務経費未だ施設に受け入るに及ばず算定する場合、令和7年3月1日まで適用しない。  
◎被扶養者未だ施設に受け入るに及ばず算定する場合、令和7年3月1日まで適用しない。

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
※ 身体拘束中高齢者実験施設にて、看護実習する機会付。令和2年4月1日から適用する。

- ※ 身体拘束廢止未実績減算については、乙を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び医療延の防止のための措置の整備及び非常災害

（二）在本办法施行前，已经完成登记的个体工商户，可以向登记机关申请换发加载统一社会信用代码的营业执照。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

## 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

\* 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで適用しない。

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、  
介護職員等に対するサービス提供体制強化加算及  
び介護職員等に対する

※ イ②を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ①の単位数を算入  
※ 身体拘束廢止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※本算定は計画的医療用医療費算定では、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護認定等処遇改善加算(6)については、令和7年3月31日まで認定可能

## II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

### 1 介護予防認知症対応型通所介護費

認証料又は損害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、事業者は同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認定対応型通所介護施設(以下「単元開拓地域等」)に居住する者のサービス提供加算、サービス提供体制強化加算(以下「看護職員人材効率改善加算」)は、支給対象範囲の対象外の算定項目

\* 業務継続計画未策定算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
※ 介護職員等更級改易加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日までの間適用しない。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4244 or email at [mjhwang@uiowa.edu](mailto:mjhwang@uiowa.edu).

特別地域介護予防小規模住宅設置加算、中山間地域等における小規模事業所加算]、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算]、総合マネジメント体制強化加算]、サービス提供体制強化加算]及び介護職員正社員待遇改善加算]は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廢止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 勝利賞金を支払った場合に課算について、成績発表の翌月及びその次の月までの

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のため  
※ 令満月等加算改算(4%)については、令和3年3月31日まで確定可

※ 介護職員等処遇改善加算（V）については、令和7年3月31日まで算定可能。

## 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行った職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束度未実施減算	注 業務統計未確定減算	注 3人以上夜勤を行った職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心因性症状対応加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	① 介護予防認知症対応型共同生活介護費 ①)	要支援2 ( 761 単位)		× 97/ 100		- 10/ 100			1日につき + 50単位	1日につき + 25単位	1日につき + 120単位
	② 介護予防認知症対応型共同生活介護費 ②)	要支援2 ( 749 单位)		× 70/ 100	× 70/ 100	- 1/ 100	- 3/ 100		1日につき + 50単位	1日につき + 25単位	
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	① 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 ①)	要支援2 ( 789 単位)							1日につき + 50単位	1日につき + 25単位	
	② 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 ②)	要支援2 ( 777 単位)							1日につき + 50単位	1日につき + 25単位	
注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1日に1回を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (を算定する場合のみ算定)	《日につき 30単位を加算》										
ニ 退院時相談援助加算 (を算定する場合のみ算定)	《25単位を加算》										
ホ 退院時相談援助加算 (を算定する場合のみ算定)	《400単位を加算 利用者1人に限り1回を限度》										
ヘ 認知症専門ケア加算 (を算定する場合のみ算定)	① 認知症専門ケア加算 ①)	《日につき 3単位を加算》									
	② 認知症専門ケア加算 ②)	《日につき 4単位を加算》									
ト 認知症チームケア推進加算 (を算定する場合のみ算定)	① 認知症チームケア推進加算 ①)	《月につき 150単位を加算》									
	② 認知症チームケア推進加算 ②)	《月につき 120単位を加算》									
チ 生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算 ①)	《月につき 100単位を加算》									
	② 生活機能向上連携加算 ②)	《月につき 200単位を加算》									
リ 介護予防定期的加算 (を算定する場合のみ算定)	《月につき + 30単位を加算》										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (を算定する場合のみ算定)	《0月につき 30単位を加算》										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (を算定する場合のみ算定)	《0回につき 20単位を加算 月に1回を限度》										
ヲ 科学的介護推進体制加算 (を算定する場合のみ算定)	《0月につき 40単位を加算》										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	① 高齢者施設等感染対策向上加算 ①)	《0月につき 10単位を加算》									
	② 高齢者施設等感染対策向上加算 ②)	《0月につき 5単位を加算》									
カ 新興感染症等施設施設費	《0月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定》										
ヨ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算 ①)	《0月につき 100単位を加算》									
	② 生産性向上推進体制加算 ②)	《0月につき 10単位を加算》									
タ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 ①)	《0月につき 220単位を加算》									
	② サービス提供体制強化加算 ②)	《0月につき 18単位を加算》									
	③ サービス提供体制強化加算 ③)	《0月につき 6単位を加算》									
レ 介護職員等労働改善加算	① 介護職員等労働改善加算 ①)	《月につき + 所定単位×180/ 1000》									
	② 介護職員等労働改善加算 ②)	《月につき + 所定単位×178/ 1000》									
	③ 介護職員等労働改善加算 ③)	《月につき + 所定単位×155/ 1000》									
	④ 介護職員等労働改善加算 ④)	《月につき + 所定単位×125/ 1000》									
	⑤ 介護職員等労働改善加算 ⑤)	《月につき + 所定単位×163/ 1000》									
	⑥ 介護職員等労働改善加算 ⑥)	《月につき + 所定単位×153/ 1000》									
	⑦ 介護職員等労働改善加算 ⑦)	《月につき + 所定単位×150/ 1000》									
	⑧ 介護職員等労働改善加算 ⑧)	《月につき + 所定単位×155/ 1000》									
	⑨ 介護職員等労働改善加算 ⑨)	《月につき + 所定単位×148/ 1000》									
	⑩ 介護職員等労働改善加算 ⑩)	《月につき + 所定単位×133/ 1000》									
	⑪ 介護職員等労働改善加算 ⑪)	《月につき + 所定単位×133/ 1000》									
	⑫ 介護職員等労働改善加算 ⑫)	《月につき + 所定単位×125/ 1000》									
	⑬ 介護職員等労働改善加算 ⑬)	《月につき + 所定単位×120/ 1000》									
	⑭ 介護職員等労働改善加算 ⑭)	《月につき + 所定単位×89/ 1000》									
	⑮ 介護職員等労働改善加算 ⑮)	《月につき + 所定単位×82/ 1000》									
	⑯ 介護職員等労働改善加算 ⑯)	《月につき + 所定単位×77/ 1000》									
	⑰ 介護職員等労働改善加算 ⑰)	《月につき + 所定単位×66/ 1000》									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体拘束度未実施減算については、口算する場合は、令和7年4月1日から適用する。

※ 業務統計未確定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31までの期間適用しない。

※ 介護職員等労働改善加算 ⑯)については、令和7年4月1日までに実施された。